

横浜市立大道中学校同窓会会則

【第一章 名 称】

第一条 本会は横浜市立大道中学校卒業生の会であり、名称を蘭友会と称し、事務局を横浜市立大道中学校内に置く。

【第二章 目 的】

第二条 本会の主たる目的は次の通りとする。

1. 会員相互の親睦を主たる目的とし、教職員、PTA役員(以下、PTA役員とはPTA会長、副会長、会計、書記をいう)、保護者、地域との交流を図る。
2. 同期会、同級会の活動に協力、後援する。
3. 横浜市立大道中学校(以下、大道中学校という)の全教育活動を後援する。

【第三章 方 針】

第三条 本会は大道中学校の後援を本旨とする自主的任意団体として活動する。

第四条 本会は本会の目的を遂行するため、大道中学校内のすべての組織、教職員、並びに関係する諸団体、および諸機関と協力する。

第五条 本会は大道中学校の後援団体として、大道中学校の教育活動の方針に反する活動はしない。

第六条 本会は大道中学校の教育活動方針に一切干渉しない。

【第四章 事 業】

第七条 本会はその目的達成のため、下記の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を目的とした親睦会や大道中学校の教職員、PTA役員、保護者、地域等との連携事業並びに親睦会の開催。
2. 会報またはホームページによる会員への情報提供。
3. 同期会、同級会の活動、並びに親睦交流への援助。
4. 大道中学校に関係する諸団体、諸機関との協力事業。
5. その他、目的達成のために必要な事項。

【第五章 会 員】

第八条

1. 本会の会員は大道中学校の卒業生とする。
2. 校長、PTA会長はその職にある期間に限り、会員の資格を有するものとする。

第九条 大道中学校の保護者または大道中学校に関係する諸団体並びに個人で、会員となることを希望し、役員会または総会の過半数をもって承認された者を準会員とする。

【第六章 会員・名誉会長・準会員の資格】

第十条 会員は本会規約のすべての条項にわたって義務と権利を有し、総会の議決に参加することができる。

第十一条 準会員は本会の目的達成のため、本規約に定められた条項を遵守しなければならない。総会の議決権、その他一切の権利を有しない。

【第七章 会計】

第十二条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収益をもって充てる。

第十三条 本会の会費は総会において決定する。

第十四条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【第八章 役員】

第十五条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、事務局(書記)2名、会計2名、会計監査2名

【第九章 役員会】

第十六条 役員会は前条に定める役員をもって構成し、会長がこれを招集する。ただし、名誉会長は第二章の目的達成のため、緊急を要する場合に限り、役員会の開催を要請することができる。

第十七条 役員会の定足数は特にこれを定めない。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。賛否同数の場合は、議長が決する。

【第十章 役員を選出】

第十八条 役員は役員会で推薦し、総会にて承認されたる者とする。

第十九条 本会役員任期は5年とし、再選は妨げないものとする。

【第十一章 役員の仕事】

第二十条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、会の書記的事務をつかさどり、本会の記録を保管する。
4. 会計は定期総会において決定された予算に基づいて会計事務をつかさどる。会計年度終了後すみやかに収支決算報告を会計監査役員に提出し、承認を得なければならない。ただし、支出が零の年度の場合は収支決算報告を要しない。
5. 会計監査は、支出が零の年度を除き、会計に関する一切の監査を行い、その結果を定期総会に報告し、その承認を得なければならない。

【第十二章 総 会】

第二十一条 総会は本会の最高議決機関である。

定期総会は5年に1回開催するものとし、次のことを行う。

1. 決算の承認、役員を選出、予算並びに事業計画の承認。
2. 準会員の承認。
3. その他の重要事項。

第二十二条 総会の定足数はこれを定めない。ただし、役員はできる限り、会員の出席に努力をし、出席できない会員に対しては委任状の提出を求める努力しなければならない。議決は出席者の過半数の賛成を必要とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第二十三条 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または役員会の過半数の要請があった場合、会員の20分の1の要請があった場合に招集する。

【第十三章 規約の変更】

第二十四条 本会の規約改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、改正案については、全会員に改正総会の二週間前に通告しなければならない。

【第十四章 退 会】

第二十五条 会員・準会員の退会は、役員会に退会届を提出しなければならない。ただし、死亡による場合は任意退会とする。

【附 則】

第一条 本会の規約は平成17年9月18日から施行する。

第二条 会員・準会員は入会を認められた場合、すみやかに会費を納入しなければならない。会費は500円とする。

第三条 会計年度途中で退会した場合は、当該年度の会費は返金しない。

第四条 諸般の事情を考慮し、平成17年度の役員を選出、平成17年度予算、平成16年度までの決算、準会員の承認等、平成17年度終了までの一切の事項について、当規定の各章の定めにかかわらず、横浜市立大道中学校同窓会規約制定委員会の決するところによるものとする。